

【従来型・ユニット型別： ユニット型】

注 1：人員配置の算定に用いる「前年度入所者数」は、実地指導対象年度の前年度（4月1日～翌年3月31日）の全利用者等の延数（＝算定数）を前年度の日数で除した数とし、小数点2位以下を切り上げます。（老企 40(5)①）
（補足）新設及び増床分で前年度実績が1年未満の場合は、直近6月の利用者等の延数を6月の日数で除して得た数とし、小数点2位以下を切り上げます。（老企 40(5)②）

注 2：特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護については、特養に必要とされる数の従業者に加えて併設短期の従業者を確保する必要があります。この場合、特養と併設短期の利用者数を合算して、職員の配置数及び夜勤数を算出します。（川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第79号第130条第4項）

注 3：併設短期の生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は常勤でなければなりません。ただし、併設短期の「定員」が20人未満の場合は、この限りではありません。

注 4：併設短期の看護職員数については、特養のみの利用者数で算定します。ただし、併設短期の「定員」が20人以上の場合は、併設短期に「常勤」の看護職員を1名以上配置する必要があります。

注 5：看護職員、介護職員の配置数については、常勤換算方法で記入してください。